

社会福祉法人守山市社会福祉協議会自治会健康福祉部会設置  
および活動充実強化事業費助成金交付要綱

(目的)

第1条 守山市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）が推奨する自治会健康福祉部会（以下「部会」という。）の設置とその活動の充実・強化のための必要な経費の一部または全部を毎年度予算の範囲内で助成するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象者は、自治会とする。

(助成対象活動)

第3条 助成金の対象活動は、次の各号に定めるところとし、第1号については必須、第2号については、3つ以上を選択し取り組むこととする。なお、助成金を受ける期間が4年目以降の場合は、第2号イに掲げる見守り支え合い活動を含めて実施することとし、その対象者の災害時の支援の検討や日常生活の支援等に積極的に取り組むこととする。

(1) 基本活動

ア 部会の設置、または設置に向けた協議。ここでいう部会の設置とは、自治会の規約に位置付けられた組織の設置という意味とするが、助成金を受けることを契機に、自治会の規約への位置付けに向け、検討する場を設置することも部会の設置と見なすことができる。

イ 部会の定期開催。部会の内容は、次号の活動の実施に向けた打合せや振返り等とする。ただし、部会の未設置の自治会については、設置に向けた検討等も部会の開催と見なすことができる。

(2) 充実・強化活動

ア ふれあい交流活動（すこやかサロン、子育てサロン、世代間交流事業など）

イ 見守り支え合い活動（本会が進める「見守り支え合い活動助成」を活用した取り組み、日常生活支援活動など）

ウ 研修活動（本会が実施する「出前講座」等を活用した研修会の開催、要援護者の福祉マップの作成・更新など）

エ 広報活動（社会福祉の現状や課題などについて自治会員に周知する広報紙の発行など）

オ その他、部会に必要と思われる活動

2 部会の名称は、活動計画が推奨している名称であり、前項に示す活動を推進されるのであれば、その名称は限定しない。

(助成金の額および使途)

第4条 助成金の額は、次のとおりとする。

部会の定期開催	助成金
年6回以上	30,000円
年3回以上5回以下	20,000円

2 助成金の使途は、次のとおりとする。

使用料および賃借料	施設利用料、器具賃借料
印 刷 製 本 費	記録写真代、コピーダイ、案内チラシ代
通 信 運 搬 費	切手代、小包送料
消 耗 品 費	事務用品代

報 償 費	講師謝礼、交通費
ボランティア保険料	ボランティア保険代
会 議 費	お茶代

(助成金の交付の申請等)

第5条 助成金の交付を申請する自治会（以下「申請者」という。）は、実施計画書兼収支予算書（別記様式第1号）、部会員名簿（任意様式）および助成金請求書（別記様式第2号）を社会福祉法人守山市社会福祉協議会会长（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 会長は、交付決定兼振込通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するとともに、指定された口座に助成金を振り込むものとする。

3 事業実施終了後、毎年3月20日までに、申請者は、実施報告書兼収支決算書（別記様式第4号）のほか、実績にかかる写真・チラシ等を会長に提出するものとする。

4 会長は、提出された実施報告書兼収支報告書により事業費を確定し、申請者に確定通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。